



平成18年5月24日

各 位

会 社 名 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
代表者名 代表取締役社長 寺本 一三  
(コード番号 : 9422 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役機能部門長 渡辺 厚志  
(TEL. 03-5739-3702)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月22日開催予定の第9期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社株式の株式会社東京証券取引所市場第二部への上場に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、その制度に参加いたしましたので、現行定款第7条（株式取扱規則）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の理由により変更を行うものであります。
  - ① 変更案第13条：株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。
  - ② 変更案第15条第1項：株主総会における議決権の代理行使について、代理人の数を明確にするため、規定を変更するものであります。
  - ③ 変更案第19条第3項：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。
  - ④ 変更案第29条第2項：社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。
  - ⑤ 上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (4) 将来の経営環境等の変化に対し機動的な資本政策が行えるよう、「会社法」第165条第2項の規定により、変更案第32条（自己の株式の取得）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 22 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 22 日 (木)

以 上

【別紙】変更の内容

( 下線部分が変更箇所となります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、384,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条 (基準日) 1 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2 前項の場合のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を2週間前に公告するものとする。</p> <p>第7条 (株式取扱規則) 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換及び端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第8条 (名義書換代理人) 1 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、384,000株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(削除)</p> <p>第8条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類、株主 (実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。) の氏名等株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) の記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 1 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 (株主総会招集時期)</p> <p>1 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。</u></p> <p>2 前項のほか必要あるときは、必要に応じて臨時株主総会を招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第10条 (招集の時期)</p> <p>当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集する。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第10条 (招集者及び議長)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第11条 (決議の要件)</p> <p>1 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p>	<p>第12条 (招集権者及び議長)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <p>1 株主は、当社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに委任状を当社に差し出さなければならない。</u></p>	<p>第14条 (決議要件)</p> <p>1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>
<p>第13条 (株主総会の議事録)</p> <p>株主総会の議事録については、<u>その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名してこれを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p>	<p>第15条 (議決権の代理行使)</p> <p>1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第14条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は<u>3名以上とする。</u></p>	<p>第16条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p>
<p>第15条 (取締役の選任)</p> <p>1 当社の取締役は、<u>株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</u></p>	<p>第17条 (選任)</p> <p>1 取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 16 条 (取締役の任期)</u>  <u>取締役の任期は、その就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p><u>第 18 条 (任期)</u>  <u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p><u>第 17 条 (取締役会の招集)</u>  <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日より 3 日以前に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>第 19 条 (取締役会)</u>  <u>1 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p><u>第 18 条 (取締役会の決議方法)</u>  <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数によって行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 19 条 (役付取締役)</u>  <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から社長 1 名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p><u>第 20 条 (代表取締役及び役付取締役)</u>  <u>1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p><u>第 20 条 (代表取締役)</u>  <u>1 社長は、代表取締役として当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 取締役会の決議をもって、社長の他に前条の役付取締役の中から代表取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 21 条 (取締役会の議長)</u>  <u>取締役会の議長は、社長とする。但し、社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 22 条 (取締役会の議事録)</u>  <u>取締役会の議事録については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名してこれを 10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第23条 (報酬)</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p><u>第21条 (報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><u>第24条 (取締役の責任免除)</u> 1 当会社は、<u>取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>	<p><u>第22条 (取締役の責任免除)</u> 1 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>2 当会社は、<u>社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p><u>第25条 (監査役の数)</u> 当会社の監査役は、<u>3名以上</u>とする。</p>	<p><u>第23条 (員数)</u> 当会社の監査役は、<u>4名以内</u>とする。</p>
<p><u>第26条 (監査役の選任)</u> 当会社の監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</u></p>	<p><u>第24条 (選任)</u> 監査役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>第27条 (監査役の任期)</u> 1 監査役の任期は、<u>その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p><u>第25条 (任期)</u> 1 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>2 任期の満了前に辞任又は退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><u>第28条 (常勤の監査役)</u> 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p>	<p><u>第26条 (常勤の監査役)</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p><u>第29条 (監査役会の招集)</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、<u>会日より3日以前に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>第27条 (監査役会)</u> 1 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、<u>会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>
<p><u>第30条 (監査役会の決議方法)</u> 監査役会の決議は、<u>特に法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 31 条 (監査役会の議事録)</u>  <u>監査役会の議事録については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名してこれを 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p><u>第 32 条 (報酬)</u>  <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査役の責任免除)</u>  <u>当社は、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であったものを含む。) の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第 34 条 (営業年度)</u>  <u>当社の営業年度は、1 年を 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>第 35 条 (利益配当金及び中間配当)</u>  <u>利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</u>  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定により、金銭の分配をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第 36 条 (配当金等の除斥期間)</u>  <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第 28 条 (報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 29 条 (監査役の責任免除)</u>  <u>1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第 30 条 (事業年度)</u>  <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>第 31 条 (剰余金の配当)</u>  <u>1 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>  <u>2 当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第 32 条 (自己の株式の取得)</u>  <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第 33 条 (配当金の除斥期間)</u>  <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>